

# 高知女子大学看護学会研究助成事業規程

## 第1条 目的

高知女子大学看護学会の事業の一つとして、研究費用の一部を贈与することにより、学会員の研究活動を活発にし、もって看護学の進歩発展に寄与することを目的とする。

## 第2条 対象

- 1) 高知女子大学看護学会の会員によって行われる研究で、申請により、審査の上適当と認めたものとする。
- 2) 研究の目的は、高知女子大学看護学会における当該年度のテーマに沿ったものとする。
- 3) 助成金は対象研究の一年間の研究費用の一部に充当するものとして贈る。

## 第3条 義務

- 1) 助成金を受けた者は、対象研究の成果を次年度高知女子大学看護学会において発表するものとする。
- 2) 助成金を受けた使途及び収支の状況について、報告書を、次年度高知女子大学看護学会用抄録と共に提出することとする。

## 第4条 罰則

助成金を受けた者の負う義務を怠った場合は、運営委員長が査問の上、贈与した助成金の全額の返還を命ずることがある。

## 第5条 募集

- 1) 助成研究の募集は、2年に一回行い、3件以内とする。
- 2) 募集要項は運営委員会において別に定め、学会員に公告する。

## 第6条 選考

- 1) 対象研究は、運営委員会において審査基準に基づいて選考の上、総会の承認を得て決定する。
- 2) 審査基準は別の定める。

## 付則

この規程は、1988年12月1日から施行する。